
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 議案第 1 号「平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 本臨時会において委員会に付託を受けた、議案第 1 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 2 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 3,465 万円を追加し、予算総額 54 億 2,762 万円とするものであります。

今回の補正は、さきの第 2 回定例会…6 月において、森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の調査結果で示している計画の不備について、不備を補う説明・資料が不足していることから、結審することができず、なお審査に時間を要するとの結論に至り、継続審査となり、修正減額した「森林バイオマス発電推進費の経費に係る予算」について、提案があったものです。

下川町の将来に関わる重要な事案であることから、慎重に丁寧な審議を行ってまいりました。

歳出で、事項別明細書 4 ページの農林業費の森林バイオマス発電推進費で、事業用地の工事請負費、公有財産購入費、地域熱供給検討委員会経費として 3,465 万円が計上されております。

審査に当たり、まず町長へ、本事業推進の基本的な方針、考え方についての説明を求めました。

町長から、「人口減少を少しでも抑える、緩やかにするために本事業は必要である。」

「林業・林産業を持続可能なものにしていく。」「化石燃料を減少させていく時代を迎えており、地元事業者の緩やかな着地…ソフトランディングを図っていく。」などの説明がありました。

委員から、「経済活性化の中身、経済循環が高まるのか。」「下川町の木材がどれだけ使われるのか。」などの質問に対して、町長、担当者から、「経済活性化は最終的にカバーできる。」「原料製造施設 3,600 t のうち 2 割は町外からである。」などの答弁がありました。

委員から、「不備な町民説明によって世論がつくられてきたのではないか。」などの意見がありました。

次に、求めた資料…発電事業者との覚書、実施計画書、事業費、配置図、今後の日程を基に質疑を行いました。

委員の各質問に対して、「発電施設設置場所が南町から現北電変電所隣接地に変更にな

った理由は、周辺環境、接続系統容量、発電事業者の意向があり適地になった。」「土地購入価格は㎡当たり 726 円で、路線価格、近傍類似、売買事例などを基に、適正な価格と判断し決定した。」「農業関係への熱供給については、関係団体へ具体的な話はしていない。」などの説明がありました。

委員から、「発電事業者と町との覚書で、熱供給に当たり保証しない、供給責任を負わないとなっているが、主体性がなく従属的である。」「発電場所の選定に当たっては、企業意向だけではなく町の主体性があってもよい。」「原料を供給しているエネルギー組合の収益減に対して、しっかりバックアップする、補填する、住民に理解が得られるとのことであるが、今後、特定の事業者へ収益減の場合、補填するということになるのではないか。」

「現在流通している町内資源を発電事業へ供給するものであり、林業の活性化に結び付かないのではないか。」「現状の経済効果が負の経済効果となるもので、そのうえで新たな経済効果をカウントしており、実質の経済効果が図られることにはならないのではないか。」

「住宅等への明確な整備計画がない中で、地域の安全・安心、快適な生活環境の整備に結び付くのか。」などの意見がありました。

その後の議員間討議の中では、「既存補助金導入施設について、関係省庁と十分に事前協議を経る必要がある。」「企業立地促進条例の趣旨である、企業活動を妨げるおそれがある場合、必要な調整を行うとなっているが、本事業にあっては調整が十分ではない。」「町民への説明、意見交換は丁寧に行っているが、その時期が適切であったのか。」「自治基本条例、環境未来都市推進条例等の手続きを遵守すべきである。」「企業が誘致されことによって起爆剤となる。」「事業をやめることによって地域に影響を及ぼす。」などの意見がありました。

こうした状況の中で、1 日限りでは結審することができないとの結論に至り、会期延長となりました。

その中で、審議の充実を図る必要があることから、参考人 4 名、3 団体から意見聴取を行いました。なお、その内容については、参考人の意向などを踏まえ非公開とします。

こうした経過経緯を踏まえ、議員間討議を行いました。その中で、「地元業者との合意が図られない場合、法的な問題が生じるおそれがあるのではないか。」「住民は何を望んでいるのか、住民福祉の増進が図られるのか。」などの意見が出されました。

その後、討論に入り、反対・賛成の立場から意見が出されました。

反対意見として、「森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会で指摘している不備が解消されていない。」「手続きに不備がある。現状の施策を推進することの方が有益性が高い。」

賛成意見として、「熱利用によって、新たな事業の可能性ある。」「事業によって、人口減の歯止めとなる。」「確実性が上がり、経済・人的交流が期待される」「農業利用の可能性ある。」などの意見が出されました。

そして採決の結果、賛成多数で、議案第 1 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案どおり可決すると決したところです。

なお、歳入については、特に意見等はありませんでした。

以上、当委員会での審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今回の提案された内容について、私は反対の立場で意見を申し上げます。

まず、下川町森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の報告の中で、下川町は循環型のまちづくりを目指しており、環境未来都市の構想の基本は、域内の経済循環であり、実施しようとする本事業計画は大きな政策転換であると指摘しております。

本事業計画の目的に、一つ目には持続可能な地域の基盤整備、二つ目には林業・林産業の活性化、三つ目に地域経済の活性化、そして四つ目に地域の安全・安心と快適な生活環境の整備の…この四点が掲げられて示されておりました。

私は、この住民福祉の増進が本旨とするならば、最優先すべきは四点目の地域の安全・安心と快適な生活環境の整備にあると考えるものでございます。

本計画は、熱電併給事業予定者の社内決裁、下川町の議会議決を含む機関決定、さらに国等の補助金交付決定が実施条件となっております。さらに、事業予定者はCHP事業により、FIT制度を適用して北電に売電、発電に伴って生じる熱…いわゆる排熱…これについては下川町が購入することがセットとなっている内容でございます。町は排熱を購入して、熱供給導管を各種公共施設に利用するのみでございます。既存のバイオマスボイラー熱供給システムは、本事業導入により単にバックアップ施設となり、それによって生じる影響は少なくありません。

私はこれまでの町の説明を通じて、計画策定に至る担当課の努力は評価させていただきますが、第2回定例会以降、それぞれの機会に提案理由、あるいは提案の趣旨ですね…そういったものと、それから審査時期の決断を迫る理由などから、本事業計画の主体性が下川町にあるとは思えず、いわゆる他力本願の事業導入であるというふうに判断せざるを得ないという考えでございます。

下川町は、御承知のとおり、平成の大合併の危機を住民の意思で自律の道を選択したことと、循環型のまちづくりが評価されて移住者の増加にも繋がっている実績がございます。公共施設のみに熱供給導管を計画する本事業は、まちづくりにとって期待される意見も承知しておりますけれども、多くの町民の御理解と御協力、そして参加を得ることは極めて困難ではないかと。加えて将来の事業推移や財政面を見据えたとき、不安を払拭できないものでございます。

また、再生可能エネルギーの取組は、現在でもゼロではありません。現在のバイオマス

エネルギーの熱供給事業を更に拡大、発展させていくことで、事業対案の一助となり得るのではないかとこのように考えるものでございまして、以上申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（木下一己君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、続けて討論を許します。討論のある方は御発言ください。

4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、私は本議案第 1 号に対して、反対の立場で意見を申し上げます。

まず、手続きの点です。

我が町の憲法ともいえます自治基本条例、この条例に定められております情報公開・町民参加の点で、不備があるのではないかと考えます。

情報公開について、この計画についてのメリット、正の効果ということで、この間精査してまいりましたが、過大で希望的観測に基づく効果が町民に知らされており、一方で負の効果については明示されないまま議案提案となっております。こうしたことが自治基本条例の精神に則ったことなのか。

そして、町民参加の手続き、様々な手法がされてきたと思いますが、パブリックコメントは今回されておりません。パブリックコメントなどを行う場合は、素案を公開し 30 日以上の期間をおいて期限を区切って意見を募集します。素案を基に意見形成をする期間を設けるためです。そうした手続きを踏んでいません。

また、第 5 期総合計画、後期基本計画との整合性が疑われます。この後期基本計画からは議会の議決事項となっております。この第 5 期総合計画（後期基本計画）では、木質原料製造施設については拡充という計画になっております。ところが、本計画を進めることで木質原料製造施設については縮減となります。これについて、計画変更の手続きがなされておられません。

また、環境未来都市の推進条例、推進するための条例がございしますが、これに基づく各種会議に諮り、意見を聴取し、計画の精度を上げる、そういった手続きが取られておりません。

また、下川町企業立地促進条例というものもございします。今回はこの指定を受けるといふことの手続きの企業誘致ではありませんが、工場の立地の今回の土地の手続きですとか場所の選定などに対しては、誘致企業に対して配慮しております。そうしたことから、この企業立地促進条例が想定する企業立地、企業誘致であると考えます。

そうであるならば、第 3 条第 3 項「町長は、指定にあたり、町内既存事業所の適正な企業活動が妨げられるおそれがあると認めるときは、必要な調整を行う。」となっております。こうした調整が行われておりません。

そして町長公約、こちらについては、「木質原料製造施設の管理体制を強化し、雇用環境の充実と安定した供給を図ります。」とあります。

こうした町の各種条例ですとか、町長の公約との整合性が取られているとは到底思えません。手続きに不備があると考えます。では、その手続きに不備があったとして、多大なる経済効果、様々な効果があるとすれば、それに目をつむる、そうした考えもあるかと思っています。

次に、経済効果についてです。

これも先ほど申しましたとおり、過大で希望的観測に基づく効果が示されております。

例えば、町内で5,000 m³の木材をというような情報が出されておりますが、これを精査しますと、町内事業者などによって調達される木材が5,000 m³、これは必ずしも下川町内の森林から木が伐出されて5,000 m³ということではありません。私たちも様々な聞き取りを通じてせいぜい1,000から2,000ではないか、いや、町内の流通している、外も含めて、今流通している木材を右から左へ流すだけだから、実際には林業の振興にはならない、そうした情報も耳にしております。こうしたことから、林業の活性化という点については非常に疑わしい。

また、様々な効果の中で、これを進めていくことによって町民に安心で安全な、そして安価な熱が供給されるですとか、そうした事業を町内事業者ができるというようなことも謳われていますが、これについては追加の熱導管等の公共投資があって初めて出てくる効果です。そうした額であるとか実現可能性というのは不明なままです。

そして、現状、木質原料製造施設では、3年間で町に874万円の納付があり、これを基金として積み立てています。一方で、エネルギー関係の事業者には874万円同額が利益として出ます。合わせて1,748万円、単に売上げではなく、利益ですとか町内にきちんと積み立てできる資金です。

さらに、現状の取組を進めて、あと数年で現状のこの木質原料製造施設の設備更新のための積立てが終了します。そうなれば基金として積み立てられるお金874万円は自由に使える基金として、財源として非常に使い勝手のいいものです。これと町内事業者の利益を合わせれば、新しい施策が展開できるものと考えます。

ところが、計画では、町に入る積立金はゼロになります。そして、事業者の利益は500万円に減ります。一方で削減効果として579万円が積み立てられるという計算ですが、これを合わせますと1,079万円、この差を考えますとマイナス669万円です。そして積立金は、将来のボイラー、20年後企業が撤退した場合のボイラー更新ですとか、熱導管の整備だとか、そういった用途を制限された積立金となります。

そうしたことを総合しますと、現状の取組を進めていくことで、十分現在の方が財政的にみても、そして域内経済循環からみても非常に優れた施策であると考えます。

そういった観点から、今回の熱電併給の計画を含む議案第1号に対しては、反対いたします。

○議長（木下一己君） ほかに討論ありませんか。

7番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 下川町議会委員会条例第 15 条により、委員会において委員長は議決に加われないことになっております。それで議員として基本的な権限である意思表示を反対という立場から表明させていただきます。

まずはじめに、バイオマスエネルギー利活用は、地域のエンジンであり、目的に向かって加速する必要があります。これまでの取組が高い評価を得て今日に至っております。

地域に無いもの、人、物、資金、これは外部から導入することは極めて重要であります。

エネルギーで流出している資金を内部化する、域内循環を拡大していくとの環境未来都市構想等に沿ったものではないこと。さらに発電の位置、それから従属的であることなどが町を二分する根本的な要因であると考えます。

こうした考えの下で、今回の計画、電気は外部資本であり、町は熱のみの事業であります。

本事業の目的、持続可能な整備、林業・林産業の活性化、地域経済の活性化、町民の安全・安心な生活が目的となっております。

こうした目的をみて、一つ、原料でございます。既存の流通している資源、いわゆる間伐材、未利用材を供給するものであって、間伐が促進されるものではなく、林業の活性化に結び付くものではありません。

一つ、経済効果、地域経済活性化…これについて、先ほどからありますとおり、本事業を実施することによって負の経済効果が生まれます。これを踏まえると、経済効果があると言えない、町民生活への熱供給計画がない、以上のことなどを踏まえて、この事業が目的である持続可能な整備投資とは言えない。町のいわゆる誘導策、こうしたものがパッケージで一体化されることの中で目的が達成されていくものだと思います。そんな中で、町の誘導策の提示もないわけでございます。手段があつて目的を達成する。そんな中で、この事業は目的を達成するというのではなくて、手段…熱導管の整備、いわゆる政策転換であつて、公共事業が目的であると解します。

そんなことを踏まえて、違ったアプローチ…目的を達成するためのアプローチとして提案をさせていただきます。

一つ、既存の取組、これは非常に有益である。現在の経済効果、これを基にして加速化させていく。地域の富を流出させない、しない。地域の循環を加速させる。いわゆる内発的発展手法でございますが、こうしたことを基本概念として、新たな熱需要、産業、住宅等への熱供給の下で既存施設の高付加価値化を図る。必要に応じて発電、熱導管整備を行う。それらに関して適用技術を導入していくと。この現在の取組が延長されることによって、子育て支援の更なる財源確保に繋がります。企業版ふるさと納税、それから熱のオフセット制度を導入して財源を確保すると。そんな中で、これを動かしていく基盤となるもの、道が検討している林業大学校…これを誘致して、その中で仮称 森林バイオマスエネルギー戦略研究所を設け、これまで築いてきたノウハウ、知識、技術等を全国に発信していくと。林業大学校、一クラス 20 名、2 学年で 40 名、研究スタッフで 10 名、50 人の人口対策が図られると思います。この事業は終わりではなく、始まりであるということが言えると思います。

以上、反対討論として意見を述べさせていただきました。

○議長（木下一己君）　ここで、私が自己の議席から討論に加わるため、地方自治法第106条第3項の規定に基づき、仮議長の選任を議長に委任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君）　異議なしと認め、仮議長に宮澤清士 議員を指名いたします。
議事運営上、仮議長と交代させていただきます。

（議長と仮議長交代）

○仮議長（宮澤清士君）　それでは討論を続けます。
8 番 木下議員。

○8 番（木下一己君）　私が8番の自席から発言を求めることになったことは誠に残念であると思っている次第であります。

下川町が歴史的に、木材・森林資源や地下資源に恵まれながら、苦難を乗り越え、近年と申しましてもう十数年の時間が経たものと思われませんが、環境モデル都市や環境未来都市として地道に目指してきたこと、先ほどから何名かの議員さん方と若干重複する部分もあるかと思いますが申し上げたいと思います。それは循環型地域社会の構築であると思います。

開拓地跡地を中心とした民有林や国有林の取得で得た町有林、合わせて8,000ha余の森林を活用して始めた森林・木質バイオマス熱供給事業は、人・物・仕事・地域経済…お金の下川町内の地域内好循環を見事に成し遂げ、内外から高い評価を受けました。人口4,000人未満の小さな町が、日本のモデル、世界のモデルとまで持てはやされるまでになりました。このことは、森林のまち下川に潜在的にある町民の木への親しみや、山への愛着、しかもかわコミュニティパワーの結集といって過言でないと思います。

こういった循環型地域社会の創造、構築からすると、この度の熱電併給事業は、一つにペレットの製造、一つに発電と売電、一つに余剰熱の利用の三つの大きな要素の組合せで、下川町は熱利用を余剰熱を購入して行うというものであります。ペレット製造、発電、売電は、先ほどからお話のとおり、外からの資本で賄い、余剰熱を買うという仕組みとしては町の主体性の無さが問題であると思われま

す。地域循環の視点からすると、先ほどからお話がありますが、原料とする町内の木材の利用される割合が極めて低いと思われる点。町内産材が大勢を占め、不足分を町外から補うのであれば、町内林業の活性化や更なるインセンティブを加えると発展への期待もありますが、15,000 m³必要とする原木のうち、3分の1相当が町内調達との説明でありましたが、このうちには既に町外産材が相当数含まれていて、正確な情報とは言い難いと思われま

す。もとより、町内民有林の出材量は、森林認証や法正林と言われた循環型森林経営、伐って植えるの観点からすると、元々出材量に制約があり、実質的な町内調達はかなり低いものであると思われま

があり、林地未利用材と表現していますが、既存のパルプ材とのバッチィングが懸念されるところであります。そもそも原料の面からみても、下川で主体性の無い木質バイオマスの発電、売電をし、熱事業を行うのか目的が判然としないのであります。

私は、木質バイオマスのコージェネレーションシステムを否定するものではありません。そのことは申し上げておきたいと思います。

次に、熱事業であります。現在、熱供給されていない公共施設への熱供給をメインに、コモレビですとか、稼働目前の宿泊研修交流施設、近隣の公共施設や公住などが主眼で、公共施設への提供であれば分かる気もいたしますが、既に熱供給が行われている公共施設への導入が主で、実績実証をみるということでもあります。

現在、十分に間に合っていて、他の議員からお話がありましたが、極めて完成度の高い、特別に問題やトラブルが無く、しかも近年の国内の災害実態からすると、熱エネルギーのリスク分散が必要であり、しっかりできていると。現熱供給システムを熱導管で連結して、一体化させるという公共施設への二重投資であるとともに、リスクが高くないのか、もっとしっかりした検討が必要ではないかと思うところでもあります。

さらに、奈須議員からお話がありましたが、現熱供給システムの原料供給施設や、町内のエネルギー供給体制への影響も大きく、町内のエネルギーの供給バランスを崩すことになり、大きな問題であると思います。関係事業者との協議はまったく未成熟であり、事業経営者の経営や雇用の安定にも逆行することになりはしないか懸念されるところであります。

次に、町財政事情であります。

近年、ハード面での事業が重なることで、結構厳しさが増していると思われます。今後、避けられない人口減少や、国の政策の地方交付税減額傾向など、それらの兼ね合いもある中で、下川町では近い将来、老朽化したインフラ整備、これは浄水場…水道管、配水管であります。再整備の計画も持たれているところでもあります。

また、既に建ててしまった公共施設、宿泊研修交流施設、上名寄集住化など、現在進められているそれら施設の維持、管理、運営など、補助金頼みで進めていることもあり、町自前の実質負担として稼働しきっていない現時点での恒常的なコスト負担は、今のところ未知数であります。

以上、まだまだありますが、重要な点を申し上げ、進めていくうちにもっと良くなると、誰かが良い方法を考えてくれるとか、取り組まなければ先に進まぬ…前向きに取り組むたいと、その考え方はあるでしょうけれども、現段階では下地づくりがしっかりしていないと頓挫する可能性もまた高いのではないかと思います。

ここに 1 冊の本があります。1996 年に発行された、島根大学の保母武彦先生の「内発的发展論と日本の農山村」であります。

日本の経済がバブル崩壊後、人口減少、農山村の疲弊の中で発行された著書であります。

先生の著書によると、「外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること。」と記されております。このことにより、立つ自立も、律する自律もすることができると。

この本の中には、下川町が…もう御存じの方も多いと思いますが、かなりのページで紹介され、分析されており、そのことを紹介しながら、今議会の補正予算の提案は位置も含

めて更なる検討と熟慮が必要で、時期尚早であると考えます。

乗り物に例えると、東京ですとか大都市の乗り物に乗って…間違ったらすぐ戻ってこれます。時間の調整もまた可能であります。この田舎にあってですね、乗ったバスは間違っていなかったのか、時間帯の違うバスに乗っていないのか、行き先は大丈夫か、立ち止まってしっかり確認すべきことがまだまだ多いと、そのことを申し上げ、私の反対討論を閉じたいと思います。

○仮議長（宮澤清士君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○仮議長（宮澤清士君） ないようなので、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

大西議員。

○5 番（大西 功君） 採決の前に暫時休憩を願います。

○仮議長（宮澤清士君） それでは休憩をいたします。

休 憩 午後 3 時 4 4 分

再 開 午後 3 時 4 8 分

○仮議長（宮澤清士君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○仮議長（宮澤清士君） 起立少数です。

したがって、議案第1号は否決されました。

以上で仮議長としての職務は終了いたしましたので、議長と交代させていただきます。

（仮議長と議長交代）

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回下川町議会臨時会を閉会いたします。

○議長（木下一己君）　ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷　一之君）　第 3 回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、審議をいただき、そして否決となりましたこの一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、大変残念な結果となったところでございます。今後、この議案の内容等につきましては、新たな道を探求できるかどうか、また内部でいろいろ協議、議論をしてまいりたいと、このように考えてございます。これまで深く御議論いただいた議員各位にあらためて感謝申し上げ、閉会の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木下一己君）　以上をもって、散会とします。御苦労さまでした。